

# 議員提案政策条例について ~県議会の取り組み~

地方分権の進展などにより自治体の責任領域が拡大する中、地方議会の責任と役割はますます大きくなってきており、議会が住民ニーズを的確に捉えてこれを県政に反映するためには、執行部に対する政策提言や条例の提案など、政策立案機能の充実強化がますます重要になっています。

このため、県議会では、議員提案による政策条例の制定の活発化を目指して、各会派から選出された委員による常設の「議員提案政策条例検討会議」を設置しています。

県は、県民の生活を守り、福祉を向上させ、県政の課題を解決するため様々な施策を実施していますが、その手法として大きな効果を期待できるのが政策条例です。

常設の政策条例検討会議を設置することによって、県民から条例の制定を求める意見が寄せられたときは、速やかにその実現の可能性や具体化に向けた検討が行えるようになり、条例の検討過程においても、随時、利害関係を有する県民の意見や提案を直接伺い、条例に反映させることが容易になります。今後もこの検討会議を中心として、会派及び議員の政務活動による調査の成果や外部有識者の専門的・技術的知見も活用し、政策条例の立案に取り組んでまいります。

## これまでに制定した議員提案政策条例

### 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例

平成24年3月2日公布・平成27年3月3日一部改正

#### 【条例の概要】

- 飲酒運転に関する条例としては全国初の罰則を設けました。
  - 飲酒運転にアルコール依存症が大きく関わっていることから、飲酒運転で検挙された場合に専門医療機関での受診等を義務付けるとともに、酒類提供飲食店等に利用者による飲酒運転を防ぐための取り組みを求めています。
  - 企業、飲食店等に飲酒運転撲滅宣言を勧奨し、登録します。
  - 一部改正で飲酒運転で検挙された者には初回からアルコール依存症に関する受診等を義務付けました。
- また、飲酒運転に係る警察への通報を県民の努力義務としました。

### 福岡県薬物の濫用防止に関する条例

平成26年12月25日公布

#### 【条例の概要】

- 改正薬事法による規制に先立ち、本条例でいわゆる危険ドラッグを迅速に規制することにより、法を補強・補完します。
- 県は危険ドラッグの疑いがある物品の早期発見に努め、県民を守るため緊急を要するときは特定危険薬物に指定し、規制します。また、他の都道府県が規制することとした薬物も特定危険薬物に指定し、広域的な連携の下、その流通等を阻止します。
- 特定危険薬物は、その製造、加工、販売、授与、所持、広告、購入、譲り受け、使用が禁止され、違反者には警告、中止命令を経て罰則が科されます。
- 危険ドラッグ依存者の治療及び社会復帰を支援することとしました。

### 観光王国九州とともに輝く福岡県観光振興条例

平成28年10月11日公布

#### 【条例の概要】

- 県の区域を越えた広域的な観光振興を目的とするものであり、このような内容の条例は全国でも初めてのものです。
- 九州への誘客を促進することが、その目的地、訪問地としての福岡県への誘客につながるのと戦略の下に、国や九州各県、県内市町村、観光振興団体、観光事業者など、関係団体が連携し、九州が一体となって観光振興を図っていくために必要となる事項を規定しています。
- その他、観光振興のための財源確保の取り組みに関する規定や、民泊に関し、その問題点も踏まえた措置を講ずるよう求める規定を設けています。

### 福岡県犯罪被害者等支援条例

平成30年3月30日公布

#### 【条例の概要】

- 犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定めるとともに、県、市町村、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明確化し、県が実施する基本的施策を規定しています。
- 二次的被害を定義し、基本理念、県民・事業者の責務及び基本的施策(雇用の安定、県民の理解の増進、人材の育成)に二次的被害の防止を明文化しています。
- 県は、犯罪被害者等が国の関係機関、市町村、民間支援団体等のいずれに支援を求めた場合においても同様の支援を受けられるよう、総合的支援体制を整備することとしています。



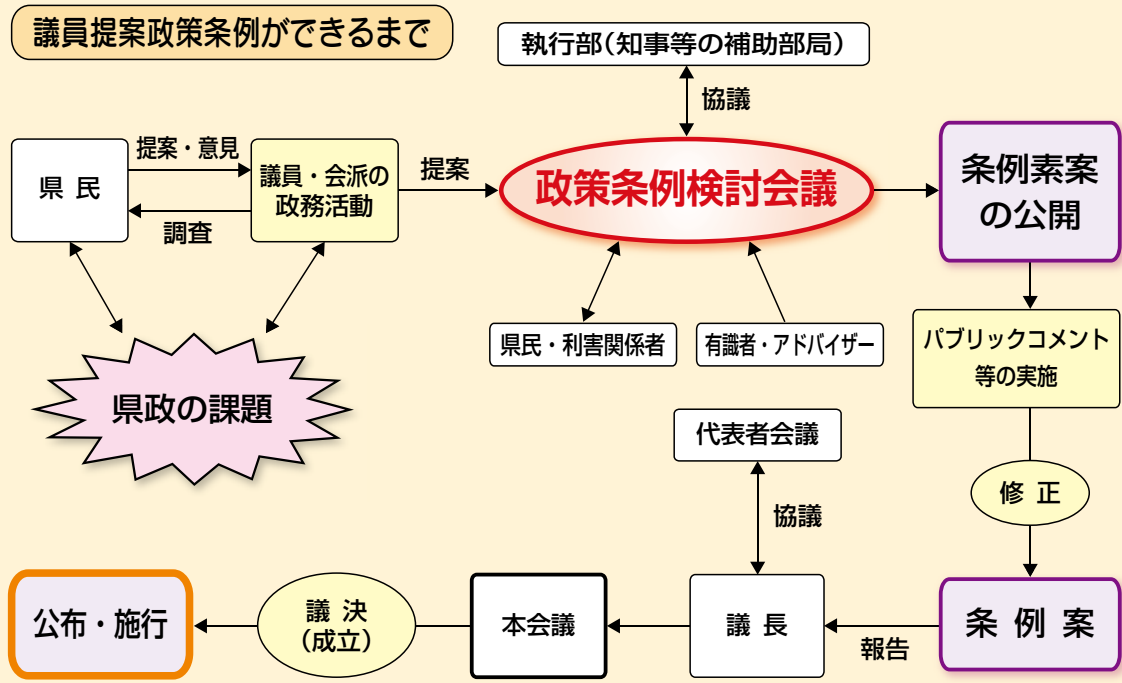
福岡県議会  
 電話 092-643-3832(調査課)  
<http://www.gikai.pref.fukuoka.lg.jp>  
 携帯電話向けサイト  
<http://www.gikai.pref.fukuoka.lg.jp/m>



## 議員提案政策条例 検討会議の委員

(平成30年11月1日現在)

- |             |            |
|-------------|------------|
| 自民党県議団      | 阿部 弘樹 (座長) |
|             | 塩川 秀敏      |
|             | 香原 勝司      |
| 国民民主党・県政県議団 | 堤 かなめ      |
|             | 仁戸田元氣      |
| 公明党         | 大塚 勝利      |
|             | 松下 正治      |
| 緑友会         | 神崎 聡       |
|             | 椋島 徳博      |



平成三十年九月

## 定例会の概要

9月定例会は9月7日に招集され、会期中に設置された決算特別委員会を含め、10月12日まで36日間の会期で審議が行われました。

今定例会には平成30年7月豪雨災害の復旧・復興対策などの補正予算議案1件に加え、「福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例の制定について」など条例議案9件、工事請負契約の締結に関する議案4件、経費負担に関する議案6件、その他の議案1件、そして「平成29年度福岡県一般会計決算」など決算関係議案20件、計41件の議案が知事より提出されました。また、議員提出議案として「福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例の制定について」1件を提出しました。

審議においては、特に西日本豪雨災害への対応や職員による不祥事の再発防止策、宿泊税、JR日田彦山線の復旧問題について知事の強いリーダーシップを求めたほか、保健医療・福祉問題、環境問題、農業問題、教育問題など県政全般にわたる活発な議論が交わされました。審議の結果、決算関係議案を除く22件について、いずれも原案のとおり可決されました。また、決算関係議案20件については、「平成29年度福岡県一般会計決算」1件を不認定とし、その他の19件については、原案のとおり認定、または原案可決及び別委員会の審査内容のまとめを掲載しています。